沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部 を改正する条例について

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を別紙の とおり改正する。

平成30年9月7日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部 を改正する条例

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第2項」を「第6条第1項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「同条第6項」を「法第17条の2第6項」に、「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に、「第10条第6項第4号」を「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改め、「(以下「開始年度」という。)」を削り、「不均一に課税」を「課税を免除」に改める。

第3条を削る。

第4条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「第2条」を「前条」 に、「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条を第3条とする。

第5条(見出しを含む。)中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条を第4条とし、 第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年度以後の固定資産税について適用する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に 関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備につい て適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。